

平成 23 年 2 月 17 日

金融商品専門委員会
ディスカッション・ポイント

1. これまでの審議の状況

我が国の金融商品会計基準では、現状、金融負債の分類及び測定について、概ね国際的な会計基準と同様の取扱いが採用されている。他方、IASB は、2010 年 10 月に、金融負債の分類及び測定に関する部分を IFRS 第 9 号「金融商品」に取り込む形で、同基準を改訂・公表している。

こうした状況を踏まえ、本年 10 月 21 日に開催された委員会において、IFRS とのコンバージョンを図る観点から「検討状況の整理」を進めていくことが概ね了解されており、前回（2 月 3 日）の委員会までに、検討状況の整理（案）について、主な論点及び文案についてご審議を頂いている。このため、今回の委員会において、本検討状況の整理（案）を公表議決頂くことを予定している。

2. ディスカッション・ポイント

本日の委員会では、「金融負債の分類及び測定の見直しに関する検討状況の整理（案）」について公表議決を頂くに当たって、特段の懸念がないか否かについてご確認頂くとともに、特段の懸念がないようであれば、公表議決を頂けますよう、お願い致します。

以 上